

新宮町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和54年4月1日	計画給水人口	260 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	210 人
		有収水量密度	0.13 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	ダム		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	200 m ³ /日	施 設 利 用 率	27.5 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町簡易水道事業の水道料金は、「基本料金」と「使用水量に応じた従量料金」、「メータ使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1m ³ 当たりの単価が高くなる逓増型料金体系となっています。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和54年4月1日		

<料金表(1か月当たり)>

(税抜)

	使用水量	金額
基本料金	6m ³ まで	1,300円
従量料金	7~15m ³	250円/m ³
	16m ³ 以上	300円/m ³
	一時用	300円/m ³

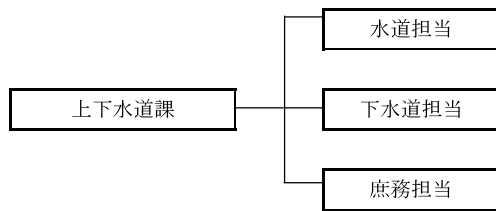
(税抜)

	口径	金額
メーター使用料	13mm	100円
	20mm	150円
	25mm	200円
	30mm	300円
	40mm	400円
	50mm	2,000円
	75mm	3,000円

④ 組 織 (R7.10.1)

新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。
職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。
このうち、主に水道事業と兼務で簡易水道事業に従事する職員は8人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 維持管理業務等の委託
水道施設の運転及び維持管理と共に水道の閉開栓、漏水調査などを包括的に、民間委託することで業務の効率化と経費削減を図っています。
- ② 広域化の取組
福岡地区水道企業団に水質検査を委託することで、経費節減を図っています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析 ※(県作成)R6年度決算 経営比較分析表を添付予定

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(2) 水需要の予測

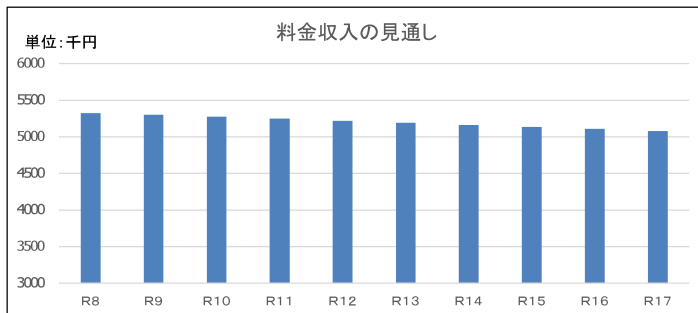
相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m ³ /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32
1人1日平均給水量(ℓ/日)	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214

(3) 料金収入の見通し

水需要(有収水量)の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



(4) 組織の見直し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

持続可能な簡易水道事業運営のためにデジタルトランスフォーメーションを推進し、ウォーターPPPの導入による費用対効果を検証するとともに効率的な事業運営を目指します。

(具体的な施策)

- ①簡易水道事業の健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。
- ②水道管路及び水道施設の効率的な維持管理に努めます。
- ③スマートメーターによる水道検針を継続します。
- ④簡易水道料金の料金体系の在り方について検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別添のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	説明
	浄水場及び取水施設の機械電気設備更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。

施設更新事業予定なし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	説明
	簡易水道事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。

給水区域の拡大は見込まれず、料金収入は今後減少していく見込みです。
経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。
建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料	主に、水道施設運転維持管理包括委託です。 令和8年度～令和17年度 事業費 134百万円
修繕費	配水管漏水及び浄水場等の修理費を推定しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 9百万円
動力費	水需要に応じた取水施設の効率的な運用を前提に積算しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 16百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現段階では、検討事項はありません。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。

そ の 他 の 取 組	現段階では、検討事項はありません。
-------------	-------------------

② 財源についての検討状況等

料 金	今後の給水区域拡大が見込めず、水需要減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
企 業 債	建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。
繰 入 金	総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行います。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現段階では、検討事項はありません。
そ の 他 の 取 組	現段階では、検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

・DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

業務をデジタル化し課題を解決するだけでなく、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革する取組。

経営比較分析表（令和5年度決算）

福岡県 新宮町

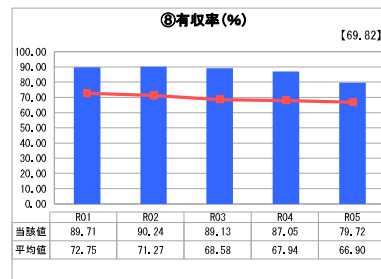
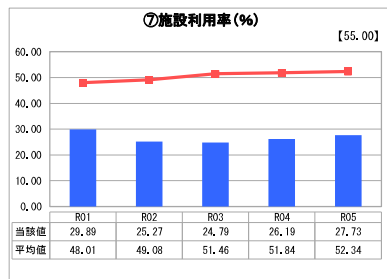
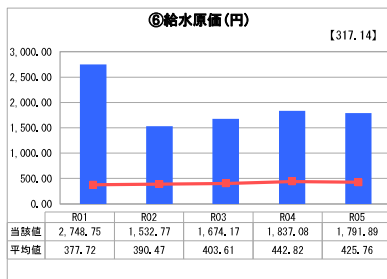
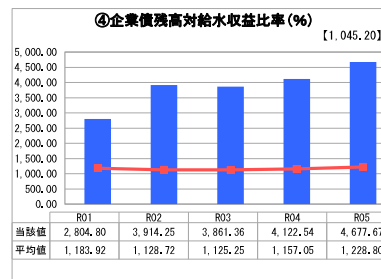
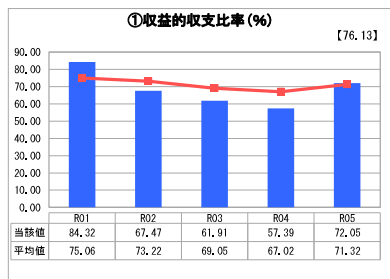
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	0.66	5,660	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,251	18.93	1,756.52
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
218	1.25	174.40

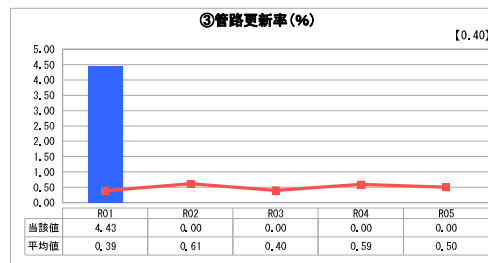
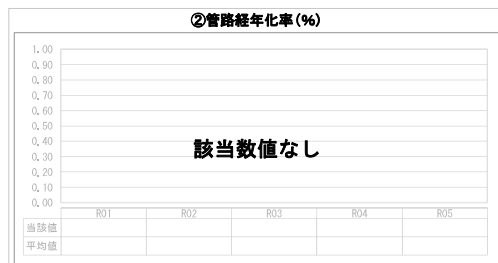
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は離島の相島地区での事業であるため、上水道事業に比べ約1.4倍の料金体系をとっています。

収益的収支比率の増加は、企業会計移行に伴う一般会計繰入金が増加したためです。

料金回収率の減少は、給水に係る費用が増加したためです。

令和5年度の有収率が減少しているのは、年内総配水量が漏水等により増加したことに併せて有収水量が減少したためです。

収益的収支比率と料金回収率の更なる改善には、収益の改善が必要となりますが、現状で人口減少により料金を改定しても収益の増加は見込めない状況です。従いまして、今後も一般会計からの繰入金に頼るを得ない事業運営になるものと考えています。

2. 老朽化の状況について

平成11年度から平成13年度までの基幹改良事業により約4割の配水管更新を実施しており、未実施の配水管については随時実施してきました。

令和2年度に第2貯水池のシート復旧工事を実施しています。

令和4年度から令和5年度にかけて浄水場等の機械電気設備の更新工事を実施しました。

全体総括

料金回収率の改善には、給水収益の増加が必要となりますが、現状で高い設定の料金を値上げすることが難しいことと人口減少が進むことが予想され、給水収益の増加は見込めません。

令和6年度からの企業会計移行後は、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。

投資・財政計画

(税込み) (単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収 入	1. 企業債										
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 受益者負担金										
	9. その他										
	計 (A)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
資本的 支 出	1. 建設改良費					5,332					
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	12,519	13,065	13,214	13,366	9,488	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)	12,519	13,065	13,214	13,366	14,820	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填 財 源	1. 損益勘定留保資金	6,583	6,838	6,914	6,992	4,567	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066
	2. 利益剰余金処分別										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他					485					
計 (F)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高(G)											
企業債残高(H)	126,569	113,504	100,290	86,924	77,436	70,159	72,232	65,387	65,913	67,956	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収 支 分	収益的収支分	23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	うち基準内繰入金	7,442	3,215	3,025	2,868	2,731	2,607	2,452	2,022	1,493	1,485
	うち基準外繰入金	16,000	15,000	15,000	16,000	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
資本的 収 支 分	資本的収支分	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準内繰入金	5,936	6,227	6,300	6,374	4,436	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準外繰入金					5,332					
合 計	29,378	24,442	24,325	25,242	28,499	20,935	19,733	19,319	18,688	18,695	

新宮町漁業集落環境整備事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和57年度(39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (財務)
処理区域内人口密度	23人 / ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1施設(相島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町漁業集落排水処理施設の使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる逓増型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,000 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,648 円
	令和5年度	3,000 円		令和5年度	4,076 円
	令和6年度	3,000 円		令和6年度	4,550 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

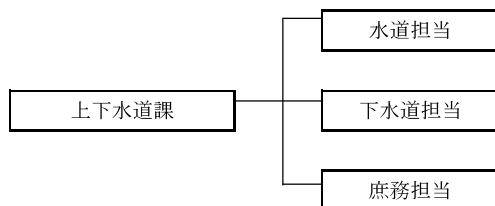
(税抜)

基本使用料	1,000円	従量使用料	10m ³ まで	30円/m ³
			11m ³ ~20m ³	170円/m ³
			21m ³ ~30m ³	180円/m ³
			31m ³ ~40m ³	190円/m ³
			41m ³ ~50m ³	200円/m ³
			51m ³ ~100m ³	230円/m ³
			101m ³ ~200m ³	250円/m ³
			201m ³ ~300m ³	280円/m ³
			301m ³ ~	300円/m ³

③ 組織 (R7.10.1)

職 員 数	16人(内8人公共下水道事業と兼務)
事業運営組織	新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。 職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。 このうち、主に公共下水道事業と兼務で相島漁業集落環境整備事業に従事する職員は8人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳~	人	人	1人	人	1人
51~60歳	2人	人	2人	人	4人
41~50歳	人	2人	2人	3人	7人
31~40歳	人	人	人	1人	1人
~30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託、清掃業務委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※(県作成) R6年度決算 経営比較分析表を添付予定

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

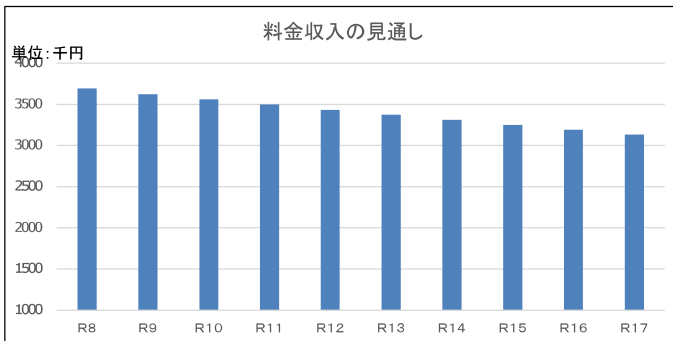
(2) 有収水量の予測

相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m ³ /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



(4) 施設の見通し

平成24年度から平成27年度にかけて、漁業集落環境整備事業の交付金を活用し、相島浄化センターの改築更新工事及び管路施設の劣化診断業務を実施しています。今後は、適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、修繕・改築工事を実施します。

(5) 組織の見通し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3. 経営の基本方針

(基本方針)
計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。

(具体的な施策)
① 下水道施設の維持管理のため、計画的に改築・更新を実施します。
② 健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	下水道施設の更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	相島漁業集落環境整備事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。

料金収入の減少が見込まれます。
経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。
建設改良費の財源として、補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費 近年の実績等により、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 17百万円
・薬品費 近年の実績等により、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 1百万円
・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕を実施します。 令和8年度～令和17年度 事業費 5百万円
・委託費 相島浄化センターの維持管理に必要な費用を、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 22百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取組はありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	未反映の取組はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	有収水量減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた下水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
資産活用による収入増加 の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
職員給与費に関する事項	本事業専任の職員がいないため、計上していません。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	効果的な薬品調達、保管に努めます。
修繕費に関する事項	適宜、修繕計画を見直し、コスト削減に努めます。
委託費に関する事項	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

•PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

•ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

経営比較分析表（令和5年度決算）

福岡県 新宮町

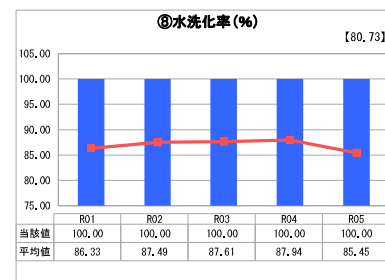
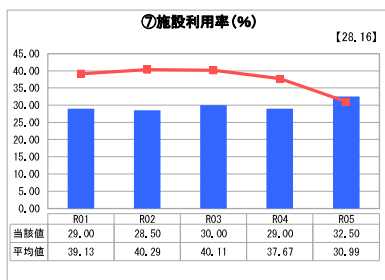
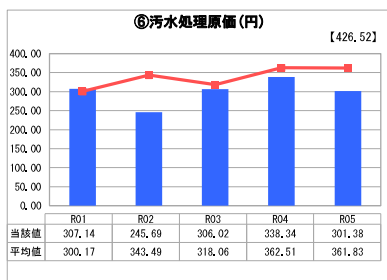
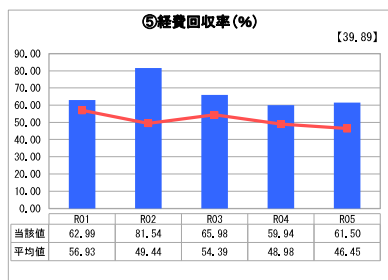
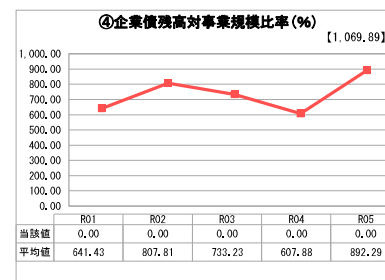
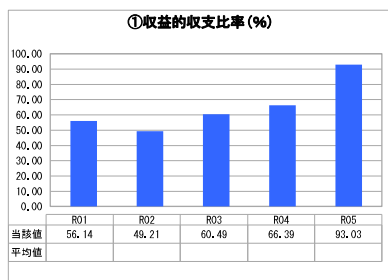
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	0.66	81.19	3,300

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,251	18.93	1,756.52
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
218	0.09	2,422.22

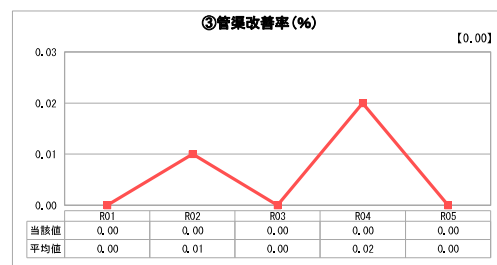
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、離島の相島地区の漁業集落環境整備事業で、水洗化率は100%となっています。収益的収支比率が増加したのは、企業会計移行に伴う一般会計繰入金が増加したためです。経費回収率はほぼ横ばいとなっています。収益的収支比率と経費回収率の改善には、収益の増加が必要となりますが、現状で人口減少により使用料を改定しても収益の増加は見込めない状況です。従いまして、今後も一般会計からの繰入に頼るを得ない事業運営になるものと考えています。

2. 老朽化の状況について

施設については、平成26年度と平成27年度において改築工事を実施済みです。管渠については供用開始から40年を経過しています。浄化センター等の施設については、随時設備の更新を行っています。

全体総括

経費回収率の改善には、使用料収益の増加が必要となりますが、人口減少が想定され大幅な増加は見込めません。管渠については、供用開始から40年を超えており、更新が必要となります。令和6年度からの企業会計移行後は、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(税込み) (単位:千円)

区 分		年 度										
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企業債								1,100			
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金								1,100			
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固定資産売却代金											
	8. 受益者負担金											
	9. その他の他											
	計 (A)								2,200			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)								2,200			
	資本的支出	1. 建設改良費								2,200		
		うち職員給与費										
2. 企業債償還金		3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515	
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他の他												
計 (D)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	4,021	1,599	515		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	2,306	1,389	1,389	1,322	1,319	1,319	1,154	1,093	1,011	515	
	2. 利益剰余金処分量	1,623	1,947	1,024	1,108	822	835	1,014	528	588		
	3. 繰越工事資金											
	4. その他の他								200			
計 (F)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高(G)												
企業債残高(H)	18,813	15,477	13,064	10,634	8,493	6,339	6,325	5,618	4,726	5,103		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	うち基準内繰入金	2,316	2,241	2,210	2,126	2,107	2,092	1,913	1,477	1,043	979
	うち基準外繰入金	5,402	10,348	4,707	8,355	3,541	5,026	3,855	7,765	6,094	4,714
資本的収支分									1,100		
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金								1,100		
合 計		7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	10,342	7,137	5,693

簡水：改正案及び改定率比較表

表1：改正案

		基本料金	1~6㎡	7~15㎡	16㎡~		
現行	一律	1,300円	0円	250円	300円		
		基本料金	1~6㎡	7~15㎡	16㎡~		
案1	一律	1,300円	40円	190円	300円		
案2	一律	1,300円	50円	180円	300円		
		基本料金	1~5㎡	6~10㎡	11~15㎡	16~20㎡	21㎡~
案3	一律	1,300円	30円	200円	250円	300円	300円
案4	一律	1,300円	10円	200円	250円	250円	300円

表2：価格比較表

案1	基本料金 + 超過料金					増減額				増減率			
	現行	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%
13mm	6,901,850円	6,935,430円	6,847,500円	6,771,450円	6,657,440円	33,580円	-54,350円	-130,400円	-244,410円	100%	99%	98%	96%
20mm	1,074,700円	1,055,740円	1,029,650円	1,018,850円	975,090円	-18,960円	-45,050円	-55,850円	-99,610円	98%	96%	95%	91%
25mm	148,000円	150,840円	147,680円	145,940円	141,730円	2,840円	-320円	-2,060円	-6,270円	102%	100%	99%	96%
30mm	47,900円	48,800円	48,040円	48,040円	47,280円	900円	140円	140円	-620円	102%	100%	100%	99%
40mm	343,800円	340,200円	331,200円	325,800円	311,400円	-3,600円	-12,600円	-18,000円	-32,400円	99%	96%	95%	91%
合計	8,516,250円	8,531,010円	8,404,070円	8,310,080円	8,132,940円	14,760円	-112,180円	-206,170円	-383,310円	100.2%	99%	98%	95%

案2	基本料金 + 超過料金					増減額				増減率			
	現行	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%
13mm	6,901,850円	6,963,780円	6,876,560円	6,801,040円	6,689,020円	61,930円	-25,290円	-100,810円	-212,830円	101%	100%	99%	97%
20mm	1,074,700円	1,054,560円	1,028,580円	1,017,780円	974,160円	-20,140円	-46,120円	-56,920円	-100,540円	98%	96%	95%	91%
25mm	148,000円	151,690円	148,570円	146,770円	142,540円	3,690円	570円	-1,230円	-5,460円	102%	100%	99%	96%
30mm	47,900円	48,960円	48,240円	48,240円	47,520円	1,060円	340円	340円	-380円	102%	101%	101%	99%
40mm	343,800円	339,840円	330,840円	325,440円	311,040円	-3,960円	-12,960円	-18,360円	-32,760円	99%	96%	95%	90%
合計	8,516,250円	8,558,830円	8,432,790円	8,339,270円	8,164,280円	42,580円	-83,460円	-176,980円	-351,970円	100.5%	99%	98%	96%

案3	基本料金 + 超過料金					増減額				増減率			
	現行	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%
13mm	6,901,850円	7,133,960円	7,040,120円	6,958,340円	6,837,140円	232,110円	138,270円	56,490円	-64,710円	103%	102%	101%	99%
20mm	1,074,700円	1,091,240円	1,064,840円	1,054,040円	1,009,940円	16,540円	-9,860円	-20,660円	-64,760円	102%	99%	98%	94%
25mm	148,000円	152,190円	148,990円	147,310円	142,610円	4,190円	990円	-690円	-5,390円	103%	101%	100%	96%
30mm	47,900円	52,900円	51,600円	51,600円	50,300円	5,000円	3,700円	3,700円	2,400円	110%	108%	108%	105%
40mm	343,800円	345,600円	336,600円	331,200円	316,800円	1,800円	-7,200円	-12,600円	-27,000円	101%	98%	96%	92%
合計	8,516,250円	8,775,890円	8,642,150円	8,542,490円	8,356,790円	259,640円	125,900円	26,240円	-159,460円	103.0%	101%	100%	98%

案4	基本料金 + 超過料金					増減額				増減率			
	現行	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%	100%	97%	95%	90%
13mm	6,901,850円	6,972,720円	6,884,440円	6,807,980円	6,691,580円	70,870円	-17,410円	-93,870円	-210,270円	101%	100%	99%	97%
20mm	1,074,700円	1,064,880円	1,038,630円	1,027,980円	984,180円	-9,820円	-36,070円	-46,720円	-90,520円	99%	97%	96%	92%
25mm	148,000円	149,630円	146,430円	144,870円	140,170円	1,630円	-1,570円	-3,130円	-7,830円	101%	99%	98%	95%
30mm	47,900円	51,700円	50,400円	50,400円	49,100円	3,800円	2,500円	2,500円	1,200円	108%	105%	105%	103%
40mm	343,800円	341,400円	332,400円	327,000円	312,600円	-2,400円	-11,400円	-16,800円	-31,200円	99%	97%	95%	91%
合計	8,516,250円	8,580,330円	8,452,300円	8,358,230円	8,177,630円	64,080円	-63,950円	-158,020円	-338,620円	100.8%	99%	98%	96%

現行料金との差額 ※メーター使用料は除く。

	…案中最も安価なものを示す。
	…案中最も高価なものを示す。
	…差額がマイナスとなったものを示す。

※すべて2カ月で使用した水量を示す。

表1：水量別差額比較表

13mm	現行	案1	案2	案3	案4	最大	最小
10m ³	2,800円	400円	500円	300円	100円	500円	100円
20m ³	4,800円	0円	40円	300円	100円	300円	0円
30m ³	7,300円	-600円	-660円	300円	100円	300円	-660円
40m ³	10,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
50m ³	13,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
60m ³	16,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
70m ³	19,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
80m ³	22,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
90m ³	25,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
100m ³	28,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
110m ³	31,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
120m ³	34,300円	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円

表2：平均水量別差額比較表

	平均水量	案1	案2	案3	案4	最大	最小
13mm	9m ³	360円	450円	270円	90円	450円	90円
20mm	51m ³	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
25mm	21m ³	-60円	-30円	300円	100円	300円	-60円
30mm	40m ³	-600円	-660円	300円	-400円	300円	-660円
40mm	162m ³	-600円	-900円	300円	-400円	300円	-900円

簡水：改定案総合評価表

改定額比較

採点 1位：-2点 2位：-1点 3位：1点 4位：2点

※現行との差額が小さいほうが高得点、同額による同順位となった場合は、以降の順位を繰り上げて評価する。

表1：改定額評価表

口径	案1	案2	案3	案4	平均点
13mm	-1点	-2点	1点	2点	0点
20mm	-1点	-1点	-2点	-1点	-1点
25mm	1点	1点	-2点	-1点	0点
40mm	-1点	-1点	-2点	-1点	-1点
50mm	-1点	-1点	-2点	-1点	-1点
採点 (A)	-3点	-4点	-7点	-2点	-4点

※資料2の表：3の改定額を数値化したもの。

表3：使用水量分布表

水量区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
0m ³	62%	67%	50%	50%	50%
1~5m ³	8%	4%	4%	0%	0%
6~10m ³	8%	0%	25%	0%	0%
11~15m ³	6%	2%	13%	17%	0%
16~20m ³	5%	4%	4%	17%	0%
21~30m ³	5%	2%	0%	17%	0%
31~40m ³	2%	2%	0%	0%	0%
41~50m ³	2%	5%	0%	0%	0%
51~100m ³	1%	11%	0%	0%	0%
101~200m ³	0%	3%	0%	0%	50%
201~400m ³	0%	0%	4%	0%	0%
401~600m ³	0%	0%	0%	0%	0%
601m ³ ~	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

表2：使用者負担評価表

口径	案1	案2	案3	案4
13mm	負担大	負担大	負担小	負担小
20mm	負担小	負担小	負担大	負担小
25mm	負担小	負担小	負担大	負担大
40mm	負担小	負担小	負担大	負担小
50mm	負担小	負担小	負担大	負担小
評価	負担小	標準	負担大	負担小

表4：使用者分布表

13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
90%	8%	1%	1%	1%
162件	14件	2件	1件	1件

表5：改定差額

使用水量	増減額			
	100%	97%	95%	90%
案1	14,760円	-112,180円	-206,170円	-383,310円
案2	42,580円	-83,460円	-176,980円	-351,970円
案3	259,640円	125,900円	26,240円	-159,460円
案4	64,080円	-63,950円	-158,020円	-338,620円

※使用水量の減少は、将来の人口減少を想定したものとして考えている。

表1：口径別改定率

改正案	使用水量100% (R6年度比)					改定率
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	
案1	100%	98%	102%	102%	99%	100.2%
案2	101%	98%	102%	102%	99%	100.5%
案3	103%	102%	103%	110%	101%	103.0%
案4	101%	99%	101%	108%	99%	100.8%

表2：期末現金残高の試算（改定率順）

改正案と使用水量の組み合わせ		期末残高	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
改正案	使用水量	改定なし	11,272千円	9,927千円	8,438千円	7,197千円	7,872千円	8,589千円	10,211千円	11,858千円	10,661千円	12,710千円
案1	100%	改定率100.2%	11,282千円	9,948千円	8,470千円	7,239千円	7,924千円	8,652千円	10,284千円	11,941千円	10,744千円	12,804千円
案2		改定率100.5%	11,298千円	9,980千円	8,517千円	7,302千円	8,004千円	8,747千円	10,394千円	12,067千円	10,870千円	12,944千円
案3		改定率103.0%	11,431千円	10,245千円	8,915千円	7,831千円	8,663千円	9,535千円	11,312千円	13,113千円	11,916千円	14,118千円
案4		改定率100.8%	11,314千円	10,012千円	8,565千円	7,366千円	8,083千円	8,841千円	10,504千円	12,193千円	10,995千円	13,085千円

表3：企業債元金・利息償還額及び未償還残高(R7実施計画の収支計画)

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
企業債(借入金)	元金償還金	12,519千円	13,065千円	13,214千円	13,366千円	9,488千円	7,277千円	5,204千円	4,772千円	4,246千円	4,276千円
	利息償還金	1,186千円	1,043千円	893千円	742千円	602千円	511千円	449千円	415千円	384千円	355千円
	企業債残高	126,569千円	113,504千円	100,290千円	86,924千円	77,436千円	70,159千円	72,232千円	65,387千円	65,913千円	67,956千円

表4：経常損益の試算(R7実施計画の収支計画)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	累計
経常損益	4,860千円	-206千円	-272千円	78千円	179千円	-642千円	-139千円	-562千円	-1,680千円	-1,610千円	6千円

表5：経常損益の試算(使用水量100%)

改正案	改定率	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	累計
案1	改定率100.2%	4,871千円	-195千円	-261千円	88千円	189千円	-632千円	-129千円	-552千円	-1,670千円	-1,600千円	110千円
案2	改定率100.5%	4,887千円	-179千円	-246千円	104千円	205千円	-616千円	-113千円	-536千円	-1,654千円	-1,585千円	266千円
案3	改定率103.0%	5,020千円	-47千円	-114千円	235千円	336千円	-486千円	16千円	-408千円	-1,527千円	-1,458千円	1,567千円
案4	改定率100.8%	4,903千円	-164千円	-230千円	120千円	221千円	-600千円	-98千円	-521千円	-1,639千円	-1,569千円	422千円

令和8年1月 日

新宮町長 桐島 光昭 様

新宮町上下水道事業経営審議会
会長

持続可能な水道事業の経営の在り方について(経営戦略の改定)「水道料金の在り方」及び「下水道使用料のあり方」に対する意見について(答申)案

新宮町上下水道事業経営審議会は、令和5年8月3日付5新上下第152号で諮問を受けた「水道料金の在り方」及び「下水道使用料のあり方」について、新宮町上下水道事業経営審議会条例(令和5年新宮町条例第16号)第2条の規定に基づき、本審議会において意見を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 現状

水道事業は昭和47年に事業を開始し、現在は、昭和55年に建設された立花浄水場を拠点とした自己水源、福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業からの浄水受水を水源としており、水道施設の維持管理を着実に実施しながら、安定的に給水している。

水道事業の経営は、昭和58年に現在の料金体系を適用して以来、消費税の改定を除き現在に至るまで42年余り水道料金の改定を行わず、経営の健全性確保に努めてきた。

しかしながら、世帯構成の変化による1世帯あたりの水道使用量の減少や節水機器の普及に伴い給水収益は減少している。一方、動力費、資機材及び人件費の高騰により水道施設の老朽化対策や耐震化の費用は増加しており、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。

公共下水道事業は、平成2年度に新宮処理区、平成21年度に中央処理区の供用を開始し、安定した下水処理を行っている。

公共下水道事業の経営は、平成21年に料金改定を実施して以来、消費税の改定を除き現在に至るまで16年余り改定を行わず、経営の健全性確保に努めてきた。

下水道整備に伴い使用料収入は増加しているものの、水道事業と同様、1世帯あたりの排水量は減少傾向にあり、大幅な収入の増加は見込めない。一方、新宮中央浄化センターの増設及び雨水浸水対策、下水道処理施設の更新を進めていく必要があるが、費用は社会経済情勢により増加しており、公共下水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。

令和5年度から上下水道事業の経営戦略の改定を開始し、令和6年度には公共下水道事業分の改定を完了し、令和7年度は水道事業の改定を進めている。

本審議会に対しては、持続可能な水道事業及び公共下水道事業の在り方、水道料金及び

下水道使用料の在り方について、町長から諮問書が提出された。

本審議会では、令和8年度から令和17年度までの10年間の投資・財政計画に基づき、水道事業及び公共下水道事業を持続可能なものとするために、適正な水道料金及び下水道使用料について慎重に審議を行った。

2 答申内容

(1) 持続可能な水道事業の経営の在り方について(経営戦略の改定)

新宮町水道事業経営戦略改定版は、将来人口や水需要予測などの事業環境を見据えた基本方針としており、収支黒字化のための費用削減や施設整備における投資など経営健全化を目的とした取組みが反映されており適切に定められていると認める。

しかしながら、令和17年度までの当年度純利益はすべて赤字であり、経常収支比率は100%を下回ることとなるため抜本的な経営改善が必要である。

(2) 水道料金の在り方について

経営戦略の投資財政計画によると、人件費や資材高騰などによる維持管理費用の増加や老朽管の更新及び重要管路の耐震化に伴う建設改良費の増加により、経営状況が悪化することは明白である。

公営企業として、効率的な施設管理による支出減の取組を進めることは必須であるが、社会経済情勢に応じて定期的に料金体系(基本料金及び従量料金)を見直すことが必要である。

ア 水道料金の基本水量(1か月あたり6立方メートル)の廃止

負担の公平性を図るため、基本水量を廃止することが適当である。

イ 水道料金にかかる従量料金の設定

一般家庭及び事業所等の負担が公平となるように配慮することが適当である。

ウ 簡易水道料金の基本水量(1か月あたり6立方メートル)の廃止

負担の公平性を図るため、基本水量を廃止することが適当である。

エ 簡易水道料金にかかる従量料金の設定

従量料金の設定において、平均改定率は1%未満であることが適当である。

(3) 下水道使用料の在り方について

令和6年12月4日付で改定された公共下水道事業経営戦略改定版は適当であるが、経営状況の悪化が明白であり、効率的な施設管理による支出減の取組を進めることは必須であるが、抜本的な経営改善のためには、平成21年から改定されていない使用料体系(基本料金及び従量料金)の見直しが必要である。

ア 下水道使用料の基本料金の見直し

社会経済情勢や管渠築造、汚水処理施設の改築、増設などに伴い増加する固定費を賄うため、基本料金を改定することが適当である。

イ 下水道使用料にかかる従量料金の設定

一般家庭及び事業所等の負担が公平となるように配慮することが適当である。

(4) 水道料金及び下水道使用料の水準について

令和8年度から令和17年度までの10年間の経常収支の累計黒字化及び令和17年度期末現金残高(水道事業10億円以上、公共下水道事業5億円以上)を確保するため、水道料金の平均改定率は7%、下水道使用料の平均改定率は23%とすることが適当である。

(5) 改定時期

水道事業及び公共下水道事業を持続可能なものとするため、水道料金及び下水道使用料の改定は早期の実施が望ましい。ただし、利用者への周知期間を考慮し、令和8年10月1日が適当である。

(6) 付帯意見

ア 利用者への周知

水道料金及び下水道使用料の改定は、生活や事業に直結するものであり、利用者の理解が不可欠であることから、内容については、経営状況や今後の事業の必要性などを明記し、広く利用者が理解しやすいものとなるよう努められたい。

イ 効率的な事業運営

社会経済情勢や利用者への影響を考慮し、最低限の料金水準としていることから、限られた財源を有効に活用するため、経費削減及び効率的な経営に努められたい。

ウ 水道料金及び下水道使用料の検証

昨今の社会経済情勢の変動は大きく、毎年の収支計画作成時に経営状況を把握し、改定から5年以内実施する経営戦略見直し時には適正な水道料金及び下水道使用料の在り方について、本審議会において検証すること。